平成２５年（フ）第２４７３号
札幌市中央区南８条西12丁目１番35―212号
債務者　佐賀　郷子
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５４８号
札幌市北区新琴似６条４丁目１番15号　ファミリーハウス５―203号
債務者　佐藤美恵子
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６号
札幌市手稲区富丘１条３丁目５番７―102号
債務者　遠藤　元気
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５２号
札幌市中央区南19条西14丁目２番23―301号
債務者　佐々木マキ子
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５３号
札幌市南区南沢４条１丁目１番５号　マリーマンション201号
債務者　三輪　将浩
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５７号
北海道江別市野幌松並町20番地の12　ネバーランド106号
債務者　水橋　智次
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７２号
札幌市白石区東札幌２条２丁目２番16号　ソニアⅡ1998―104号
債務者　吉田　治彦
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０３号
札幌市白石区菊水元町１条４丁目１番34―203号
債務者　辻　　理恵
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２６号
札幌市北区篠路２条６丁目４番40号　ハピネス26―103号
債務者　斎藤　幸子
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３号
群馬県高崎市中居町２丁目22番地１　県住Ｆ棟164号
債務者　丸山　優子
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１５号
群馬県高崎市下佐野町318番地１　下佐野貸家Ｎｏ５
債務者　佐々木美鈴（旧姓内村）
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１６号
群馬県高崎市下佐野町256番地３
債務者　内田　隆男
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第２４号
埼玉県川越市旭町１丁目９番地27　ヴェルテ・リョウエイ201号室、前住所埼玉県川越市脇田新町13番地５　シャトルブラウン202号室
債務者　益子　功一
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２７号
埼玉県所沢市小手指町５丁目８番地の１　小手指グリーンハイツ210、申立時の住所埼玉県所沢市大字北秋津753番地の１　アネックスＬ102
債務者　川村　優子
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１１３３号
千葉市美浜区高洲２丁目２番５棟403号
債務者　坂上　幸義
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１８０号
千葉市若葉区みつわ台３丁目４番９棟301号
債務者　石渡　　馨
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１２１４号
千葉県市川市真間２丁目26番２号　松澤方
債務者　大瀧　悦子
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係